

須磨離宮公園 「Rikyu ライブ」 共催者募集

令和6年4月
須磨離宮公園

【場 所】

神戸市須磨区東須磨 1-1 神戸市立須磨離宮公園内

※公園内の屋外で入園者の通行に支障のない場所を選んでください。

【開催期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※離宮公園の定休日（毎週木曜日、祝日の場合は開園）と12月29日～1月3日の休園日のほか、臨時休園もありますが、開園日のうち希望する日に開催していただきます。

※屋外で開催するため、雨天の場合、開催を中止して順延していただきますので、申込みの際下記の申込票に雨天時の開催順延日を記入してください。

【内 容】

音楽演奏やダンス、大道芸などお客様をおもてなししてくださる個人、グループ
キッチンカー、フリーマーケットなどの出店、植物についてのイベントなどいろいろな分野
の方を募集します。（プロ・アマを問いません）

【条 件】

別紙「Rikyu ライブ 共催者出演条件」をよくお読みください。

【申込方法】

「出演登録申込票」にご記入のうえ、活動の様子が分かる画像及び演奏データを添えて、下記アドレスまでEメールで送付してください。

【宛 先】

Eメールアドレス rikyu@kobe-park.or.jp

【申込締切】

開催日の2か月前

【注意事項】

出演の可否はEメールでお知らせします。

ご質問等につきましては、上記メールアドレスまでお問い合わせください。

応募者多数の場合は、抽選や選考等をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

〒654-0018 神戸市須磨区東須磨 1-1 須磨離宮公園 TEL 078-732-6688

須磨離宮公園 「Rikyu ライヴ」共催者 出演条件

須磨離宮公園 Rikyu ライヴ共催者（以下、「パフォーマー」といいます。）の募集は、パフォーマーの皆様の日頃の活動成果を発表いただく場として、須磨離宮公園（以下、「公園」といいます。）のスペースを無償提供しようとするものです。

このため、パフォーマーの皆様には、以下の条件に従って演奏を行っていただきますので、あらかじめご了承ください。

□基本条件

須磨離宮公園内での演奏は、公園との共催事業とします。

□公園使用条件

- 1) 演奏にあたって、一般的に公園以外の主催団体から納付いただく公園の施設使用料はいただきません。
- 2) 須磨離宮公園は、神戸市立の都市公園ですので、都市公園法、神戸市都市公園条例等に基づき以下の行為は禁止されています。
 - ①公序良俗に反する行為
 - ②政治・宗教活動
 - ③暴力団関係者による利用
 - ④神戸市都市公園条例第6条の禁止行為
(公園の損傷または汚染/植物の伐採/土地の形質変更/鳥獣魚類の捕獲・殺傷/
広告の表示/立入禁止区域への立ち入り/指定場所以外への車両乗り入れ・駐車)
- 3) 以上のほか、公園の管理上支障のある次の行為も禁止します。
 - ①火器使用、危険物持ち込み
 - ②犬猫等動物の帯同
 - ③一般入園者の動線をさえぎること
 - ④パフォーマンスの奏続行が困難であると公園職員が判断する不適切な行動や発言
 - ⑤近隣住民にとって過度な刺激となる大音量の発生
 - ⑥観客に対して積極的に金銭を要求すること

□演奏のPR

- 1) 演奏活動については、公園の公式ホームページや SNS での事前PRのほか、ポスター等での告知、鉄道会社発行の沿線広報誌等各種媒体への情報提供等を行います。
- 2) 時間の遅延など変更のないように、予定の日時・場所にて演奏を実施してください。
(公園の承諾なく、予定を一方的に変更した場合は、以後の演奏活動をお断りします。)
- 3) 演奏実施日の天候状況等により、公園を臨時に休園・閉園等とする場合は、公園から事前に連絡します。

□演奏条件

1) 演奏機材

演奏に当たって必要となる楽器、音響機材、照明機材等は、公園職員の指示のもとにパフォーマーの負担において、搬出入・設営・管理を行ってください。

公園側では、これらの機材に係る費用負担は行わないものとし、その紛失・破損等については、一切責任を負いません。

2) 電源

演奏に当たって必要となる電源は、公園側で対応できる範囲内で提供します。

3) テント、椅子

必要な場合には、テントとパイプ椅子は、公園から無償貸し出しできます。

ただし、設営は公園職員の指示のもとに、パフォーマーにおいて行っていただきます。

□著作権等の扱い

1) 使用できる音源は、フリー音源、自演奏音源、使用承諾を得た音源に限ります。

2) 演奏に当たって必要となる音楽著作権料は、すべてパフォーマーにおいて負担していただきます。

3) 公園において、記録や広報のために音声、画像等を使用する場合は、肖像権及び著作権はすべて公園に帰属することをあらかじめご了承ください。

4) 応募の際にいただいた個人情報、適切な管理・使用を徹底します。

□営利行為を行う場合

1) 参加料

観客から、参加料等の金銭は徴収しないこと。また、2) の販売行為を除いて、名称のいかんにかかわらず、観客に対して積極的に金銭を要求することを禁止します。

2) 販売行為

演奏に伴ってCDやチケット、写真等の有価物を販売する場合、行為許可申請と行為許可料の支払いが必要となります。

3) 宣伝活動

パフォーマーの音楽活動を宣伝するためのチラシ・パンフレット等の配布や看板を設置する場合も、行為許可申請が必要です（行為許可料の支払いは、必要ありません）。

□損害賠償

1) 演奏に伴って公園の施設・機材を破損した場合は、パフォーマーの負担において原状復旧していただきます。

2) 演奏に伴って第三者に損害を与えた場合、パフォーマーの自己責任において解決してください。

□入園料等

1) 入園料

パフォーマーの入園料（15歳以上400円、15歳未満200円）は無料とします。

2) 車両による入園

・パフォーマーの入園や演奏機材の搬入等に使用する車両は、3台まで駐車料金を無料とします。（4台以上となる場合は、乗用車1台につき500円の駐車料金を支払ってください。大型バスを利用する場合は、駐車料金は1台2,000円となります。）

・演奏場所まで車両で進入する場合は、公園管理事務所にて所定の「車両入場証」を受け取り、車両前面に掲示してください。

また、機材等の搬入時間は、開園後1時間以内及び閉園1時間前とします。

この制限時間は、演奏時間に関わらず、順守していただきます。